

農地の転用関係添付書類一覧(太陽光発電設備:押印廃止)

【4条及び5条申請】・・・申請書以外は一部写しで可

- 1 「申請書」・・・2部
- 2 「土地の登記記録事項証明書」⇒原本（発行日は申請から3ヶ月以内）、
 * 現住所と違う場合は住民票添付
- 3 申請に係る土地の地番を表示する図面「**字図（不動産登記法第14条地図）**」・・・手書き不可
 ……①申請地を示す。②申請地以外の土地まで利用が及ぶ場合は事業予定区域を赤線で囲む。
 ③隣接地の地目及び所有者名を記入する)
- 4 「管内図」・・・市広域図に申請地を示す
- 5 「位置図」・・・①市広域図に申請地を示す。②住宅地図等で申請地を示す。③方位を示す。
- 6 「土地利用計画図」・・・雨水・生活排水の放流先を矢印で示す
 ①縮尺、方位を記入、②申請地周辺の農地等の状況
 ③道路、水路の位置を記入。排水経路は公有水面までの経路
 ……その間に私有地があれば「**排水承諾書**」
 ④申請書に記載している施設の面積を記入
- 7 「構築物の平面図」・・・建築面積等を明らかにする。
- 8 「構築物の側面図」・・・寸法を記入
- 9 「申請地の断面図」（造成する場合）…50cm以上の盛土、切土
- 10 「実測図等」（一筆の土地の一部につき分筆せず転用する場合）
- 11 「資金証明書」・・・①通帳の写し可、②金融機関の残高証明書：証明日は申請月まで、②人から借り
 入れる場合は貸与証明書とともに貸付人の資金証明書<原本に限る>
 ③住宅金融支援機構等から融資を受ける場合は銀行の受付印がある申請書の写し
 と融資手続の案内を知らせるはがき
 ④有価証券の場合は、直近の評価額を採用
- 12 「同意書」・・・転用地の隣接地が農地の場合は隣接所有者の同意印
 区長及び生産組合長の同意印
- 13 「土地改良区の意見書」（土地改良事業後の受益地内にある場合）
 ……パイプライン等が埋設されていれば、必要な措置について記載
- 14 「水利権者の同意書」（取水又は排水について水利業者の同意を必要とする場合）
- 15 「事業費がわかる書面（見積書等）」・・・整地費及び建設費（消費税を含む金額を記載）
- 16 「選定理由書」（2種農地及び1種農地の例外規定の該当事項にあたる場合）
 ①候補地の所在地、②地目、③面積、④選定結果、⑤地図

- 17 「他法令許認可申請書の写し」……申請書の写しは受付印のあるもの
- 18 「始末書（顛末書）」……①無断転用年月日（時期）、②無断転用の内容、③無断転用に至った理由、
④今後農地法を遵守すること
- 19 「相続関係系統図」（登記名義人が死亡している場合で未相続登記の場合）
- 20 「戸籍謄本」（登記名義人が死亡している場合）…原本
- 21 「委任状」……①委任に基づく代理申請…代理権があるのは「行政書士のみ」
- 22 「通行承諾書」（申請地へ行くため他人の土地を利用する場合）
- 23 「賃貸借契約書（写）」
- 24 「単線結線図」
- 25 「設備認定の申請した事実を証明する書類（経済産業省）
＜再生可能エネルギー電子申請の設備認定申請参照画面の写し＞
* 申請状態の欄の記載が、「設置者承認済み」、「申請書出力済み」、「認定開始」、「申請不備」、
「差戻し」、「確認完了」、「CSV出力済み」、「受付済」、「審査済（認定）」のいずれかが記載
されているものに限る。
- 26 その他発電設備資料（発電量、売電シュミレーション、返済計画等）
- 27 「法人の登記事項証明書」（申請者が法人の場合）……原本、発行日は申請から3か月以内
- 28 「法人の定款」（申請者が法人の場合）……原本証明が必ず必要
- 29 転用計画されている場合は、**教育委員会文化財発掘事務所（☎75-6701）**に連絡し、申請書
に受付印があるものの写し。
（遺跡エリア内であれば、事前試掘等が必要な場合あり）
- 30 **佐賀西部土地改良事業の受益地内の転用には転用決裁金が必要……転用決裁金1㎡当たり44円**

※押印廃止はあくまでも申請者に係る部分であり、同意書や見積書など第三者が証明するものには、今
までどおり押印をお願いします。

問い合わせ先
多久市農業委員会事務局
電話 75-4831